

○相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則

昭和45年5月23日

規則第23号

(目的)

第1条 この規則は、相模原市予算規則(平成4年相模原市規則第8号)、相模原市会計規則(平成4年相模原市規則第10号)その他別に定めるもののほか、補助金等に係る交付の申請、決定等に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が市以外の者に対して交付する補助金、交付金、利子補給金、貸付金、寄附金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の交付の対象)

第3条 補助金等は、市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対し、予算の範囲内においてその施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。

(交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助事業等に着手する前に、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、補助事業等に着手した後、当該補助事業等を完了するまでの間に提出することができる。

- (1) 補助事業等計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助金等概要調書
- (4) 工事の施行にあつては、実施設計書
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請があつた場合において、補助事業等の目的、内容等により同項各号に掲げる書類のうちの一部を添付する必要がないものとして市長が指定する補助金等にあつては、その添付を省略できるものとする。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査等の結果、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をし、補助金等交付決定通知書により補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の場合において、補助金等の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加え、補助金等の交付の決定をすることができる。

(交付の条件)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、当該決定に当たり条件を付するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金等の交付の申請をした者は、第5条第2項又は第21条第2項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長の定める期日までに文書をもって申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者等が補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等に要する経費のうち補助金等によつて賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等を遂行することができない場合(補助事業者等の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

3 市長は、第1項の規定による取消しにより特別に必要となつた事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に限り、補助金等を交付することができる。

(1) 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

4 市長は、第1項の規定による取消し又は変更をしたときは、補助金等交付決定取消(変更)通知書により当該取消し又は変更に係る補助事業者等に通知するものとする。

(補助事業等の遂行)

第9条 補助事業者等は、法令又はこの規則の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となつていゝ融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。)をしてはならない。

(計画変更の承認等)

第10条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく補助事業等計画変更(中止・廃止)申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金等の充当予算を変更しようとするとき。
 - (2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。
 - (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完成しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となつたときは、遅滞なくその原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請書の提出があつた場合又は前項の報告があつた場合には、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 4 第8条第4項の規定は、前項の規定による取消し又は変更をする場合について準用する。

(状況報告)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業等の遂行の状況について補助事業者等に報告を求めることができる。

(補助事業等の遂行等の指示)

第12条 市長は、補助事業者等からの報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

- 2 市長は、補助事業者等が前項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を指示するものとする。この場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を市長が指定する期日までに採らないときは第24条第1項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにしなければならない。

(補助事業等の着手届及び完成届)

第13条 補助事業者等は、補助事業等に係る工事に着手したときは事業着手届を、当該工事が完成したときは事業完成届をそれぞれ速やかに、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、補助事業等を完了したときは、市長の定める期日までに補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 補助事業等実績調書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定は、補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合及び補助事業者等が第10条第1項の規定により補助事業等の廃止につき市長の承認を受けた場合について準用する。

3 第4条第2項の規定は、第1項(前項において準用する場合を含む。次条及び第16条において同じ。)の規定による補助事業等実績報告書の提出について準用する。

(補助金等の額の確定等)

第15条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合においては、補助事業等実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等の額確定通知書により当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、第14条第1項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を採るべきことを当該補助事業者等に対して指示するものとする。

(交付の時期等)

第17条 補助金等は、第15条の規定により確定した額を補助事業者等が補助事業等を完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付すること

ができる。

(交付の請求)

第18条 補助事業者等は、前条の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書に次に掲げる書類(第2号に掲げる書類にあつては、補助事業等を完了した後において補助金等の交付を受けようとする場合に限る。)を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助金等交付決定通知書の写し

(2) 補助金等の額確定通知書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による補助金等交付請求書の提出について準用する。

(事業完了後補助金等に係る交付の申請等の特例)

第19条 補助金等のうち、補助事業等を完了した後に当該補助事業等に係る補助金等の交付の申請をすることにつき市長が特別の理由があると認めるもの(次条から第23条までにおいて「事業完了後補助金等」という。)については、第4条から第6条まで及び第8条から前条までの規定は、適用しない。

第20条 事業完了後補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助事業等を完了した後、市長の定める期日までに補助金等交付申請書兼補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 補助金等概要調書

(3) 補助事業等実績調書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、補助事業等の目的、内容等により同項各号に掲げる書類のうちの一部を添付する必要がないものとして市長が指定する事業完了後補助金等にあつては、その添付を省略できるものとする。

第21条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査等の結果、事業完了後補助金等を交付すべきも

のと認めたときは、速やかに、事業完了後補助金等の交付の決定をするとともに、交付すべき事業完了後補助金等の額を確定し、補助金等交付決定通知書兼額確定通知書により事業完了後補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の場合において、事業完了後補助金等の適正な交付を行うため必要があるときは、事業完了後補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加え、事業完了後補助金等の交付の決定及び交付すべき事業完了後補助金等の額の確定をすることができる。

第22条 事業完了後補助金等は、前条第2項の規定により確定した額を交付するものとする。

第23条 補助事業者等は、前条の規定により事業完了後補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第24条 市長は、補助事業等について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたときその他補助金等を交付することにつき市長が不相当と認めるとき。

(2) 第9条の規定に違反したとき。

- 2 前項の規定は、第15条又は第21条第2項の規定による補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

- 3 第8条第4項の規定は、第1項の規定による取消しをする場合について準用する。

(補助金等の返還)

第25条 市長は、第7条第1項の規定による申請の取下げがあつた場合において、既に当該申請に係る補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、第8条第1項、第10条第3項、前条第1項又は第32条第2項の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分について既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるも

のとする。

- 3 市長は、第15条の規定により補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第26条 市長は、補助事業者等が前条の規定により補助金等の返還を命ぜられたにもかかわらず当該補助金等の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(理由の提示)

第27条 市長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の指示又は補助事業等の是正のための措置の指示をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第28条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの

(3) その他補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認め、市長が指定するもの

(帳簿の備付け)

第29条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、整備し、5年間保存しておかななければならない。ただし、市長が別に定める場合については、この限りでない。

(調査等)

第30条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等に補助事業等に関する報告を求め、又は職員を補助事業者等の事務所、事業所等に赴かせ、補助事業等に係る帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(不当干渉等の防止)

第31条 市長は、補助金等の交付に関する一切の事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度を超えて不当に補助事業者等に対し干渉してはならない。

(暴力団排除)

第32条 市長は、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号)第8条の規定に基づき、補助金等の交付が暴力団(同条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、補助金等の交付の申請をした者が暴力団に該当するか否かの神奈川県警察本部への照会その他の必要な措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じた結果、補助金等の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(様式)

第33条 この規則の規定により使用する書類の様式は、別に定める。

(委任)

第34条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和45年度分の補助金等から適用する。

(経過措置)

2 昭和44年度分までの補助金等については、なお従前の例による。

3 この規則施行前にした昭和45年度分の補助金等の申請、交付の決定その他の行為は、この規則の相当規定によりした行為とみなす。

(津久井町及び相模湖町の編入に伴う経過措置)

- 4 津久井町及び相模湖町の編入の日前に編入前の津久井町及び相模湖町において交付の決定をした平成17年度分の補助金等の手続その他の行為については、なお従前の例による。

(城山町及び藤野町の編入に伴う経過措置)

- 5 城山町及び藤野町の編入の日前に編入前の城山町及び藤野町において交付の決定をした平成18年度分の補助金等の手続その他の行為については、なお従前の例による。

附 則(平成4年3月27日規則第8号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成9年9月1日規則第45号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則の規定は、平成10年度分の補助金等から適用し、平成9年度分までの補助金等については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月31日規則第78号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月19日規則第58号)

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第84号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月9日規則第57号)

この規則は、平成19年3月11日から施行する。

附 則(平成20年12月26日規則第95号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則の規定は、平成21

年度分の補助金等から適用し、平成２０年度分までの補助金等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成２４年２月１日規則第２号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成３０年３月７日規則第５号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則の規定は、平成３０年度分以後の補助金等について適用し、平成２９年度分までの補助金等については、なお従前の例による。

附 則（令和７年３月３１日規則第１４号）

- 1 この規則は、令和７年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則の規定は、令和７年度以後の年度分の補助金、交付金、利子補給金、貸付金、寄附金その他相当の反対給付を受けない給付金(以下「補助金等」という。)について適用し、令和６年度分までの補助金等については、なお従前の例による。